

ねえ、知ってる？
マイナンバーカードって、
登録すれば保険証としても
使えるんだって。



マイナンバーカードを
利用すれば
通院や医療費控除が
今よりもっと便利に。

マイナンバーカード利用の5つのメリット

※メリット1~3にはマイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です。

メリット
1 ピットするだけで、
病院の受付を完了できる！

顔認証（または暗証番号）により
カードリーダーで本人確認。受付で
かかる時間の短縮が期待できます。

※対応していない医療機関では従来どおり
保険証で受診してください。



メリット
2 高額医療費の一時的な
支払いが不要に！

入院や大きな手術で、医療費が非常に
高額になった場合に申請する限度額
適用認定証の交付手続きが省略でき、
高額療養費制度の限度額を超える一
時的な支払いが不要になります。

※対応していない医療機関では従来どおり限
度額適用認定証が必要です。



メリット
3 健康保険証として
ずっと使える！

転職や就職してもマイナンバーカードに
健康保険証の利用登録をしていれば、
保険証の切替えを待たずにマイナン
バーカードで受診できます。

※対応していない医療機関では従来どおり
保険証で受診してください。

メリット
4 マイナポで特定健診・薬剤情報を
いつでも確認できる！

マイナポータルから特定健診・薬剤
情報を見ることができるので、自身の健康管理
にも役立ちます。さらに、本人同意の
もと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師
と共有すれば、より適切な医療を受け
られます。

メリット
5 医療費控除の
手続きが便利に！

マイナポータルを通じて医療費
通知情報を入手できるようになり、
2021年の所得税の確定申告分から
利用できます。

※医療費通知情報は2021年9月診療分から提供
されますので、2021年分は9月から12月に受診した分
が取得可能です。但し、整骨院や鍼・灸・あんま・
マッサージ等の療養費の分は取得できません。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。